

議第91号及び議第92号

損害賠償の額の決定について

平成25年9月16日に小栗栖排水機場の周辺地域において発生した同排水機場のポンプの停止に起因する浸水事故について、損害賠償の額を次のように定める。

平成30年5月17日提出

京都市長 門川大作

議案番号	損害賠償額	事故の概要	
		被害者	損害の程度
91	4,839,233 <small>円</small>		事業用物品の損傷等
92	648,144		建物の1階及び外構並びに事業用物品の損傷等

提案理由

損害賠償の額を定める必要があるので提案する。